

食をテーマにしたイベントと連携した
食品ロス削減啓発業務

基本仕様書

令和8年7月

広島市

目次

1	業務名	3
2	業務の目的	3
3	業務概要	3
4	履行期間	3
5	履行場所	3
6	業務内容	4
7	業務管理	5
8	納品成果物	6
9	その他	6

1 業務名

食をテーマにしたイベントと連携した食品ロス削減啓発業務

2 業務の目的

本業務は、令和5年4月に施行した「広島市食品ロス削減推進条例」等に基づき、市民一人一人が食品ロスを我が事として捉え、食品ロス削減への理解と行動の変革が広がるよう、多様な広報媒体を通じた啓発により市民の食品ロス削減に対する意識の定着を図るとともに、それらを実践できる場として食をテーマにしたイベントと連携することにより、市民・事業者・行政の全市的な取組を展開することを目的とする。

食をテーマにしたイベントとは、食に関心の高い層が参加し、多数の来場者が見込まれるイベントを想定しており、家庭や事業者双方に対する食品ロス削減啓発を行う場として高い効果が期待できるよう、本業務では当該イベントの集客力や発信力を活用して取組を実施することとしている。

3 業務概要

- (1) 食をテーマにしたイベントにおける出店者及び来場者による食品ロス削減の実践に係る企画・運営
- (2) 広報業務
- (3) 上記(1)、(2)を実施するために必要な業務調整・運営等

4 履行期間

契約締結の日から令和8年12月28日まで

5 履行場所

環境局環境政策課及びその他本市が指定する場所

6 業務内容

(1) 食をテーマにしたイベントと連携した食品ロス削減の企画・運営

ア 基本事項

本業務における「食をテーマにしたイベント」（以下「イベント」という。）とは、既存イベントか新規イベントかを問わず、以下の要件を満たすものとする。

- ① 食品ロス削減の日（10月30日）付近（なお、食品ロス削減月間である10月中に実施することが望ましい。）に開催されるイベントであること。
- ② 来場者1万人以上/日、かつ50店舗程度の出店が見込まれるイベントであること。なお、イベントに係る出店者の募集、出店管理及び基本的な調整は、イベント主催者又は運営事務局（以下「イベント主催者等」という。）が行う。
- ③ ステージを設けているイベントであること。
- ④ 受注者において、イベント主催者等との連携体制が確保できるイベントであること。

※ 実施内容は、受注者、発注者及びイベント主催者等が協議の上、協議結果により提案の趣旨を損なわない範囲で最終決定するものとする。

※ 本仕様書に記載する業務は、食品ロス削減の啓発を目的とした企画・運営・広報等に係る業務に限るものとし、イベントそのものに係る内容検討、広報、会場借上、基本的なイベント運営及びそれらに要する費用については、本業務には含まれない。

イ 開催準備

① 食品ロス削減に向けた取組の企画

イベント内での食品の売れ残りや食べ残しを減らすなど、出店者や来場者がイベントを通じて取り組める食品ロス削減に向けた取組を実施することとし、これにより食品ロス削減への主体的取組を促すものとなるよう、各取組の内容を具体的に企画すること。

なお、取組に必要な資材の手配や準備、関係者や出店者との調整等はすべて受注者が行うこととし、内容については発注者と協議の上、決定すること。

また、会場内で本市がフードドライブを実施する場所を確保するとともに、必要に応じて運営支援を行う。

② ステージでの企画

イベントのステージで、1回/日以上、食品ロス削減に関する呼びかけを行うとともに、上記①の取組内容についてPRすることとし、これらの内容を具体的に企画すること。

なお、企画に必要な資材の手配や準備、関係者や出演者との調整等はすべて受注者が行うこととし、内容については発注者と協議の上、決定すること。

また、後日発注者から提供する「令和8年度広島市食品ロス削減推進表彰式」の内容を実施すること（表彰式は30分程度とし、被表彰者は発注者側で事前に決定する。当日表彰状を授与する者の決定及び被表彰者との調整は発注者が行う。）。

③ 運営マニュアル等の作成

当日の運営マニュアル、タイムテーブル及びステージの進行台本を作成すること。

④ 会場準備

上記③の運営マニュアル作成後に、会場を下見し、必要な備品等を確認すること。なお、会場の下見の際には発注者と日程を調整し実施すること。

⑤ アンケート調査

イベント開催時に、来場者へ任意回答を求めるアンケート調査を実施すること。調査票及び調査方法については、発注者と協議の上、決定すること。

⑥ その他

広島市ごみ減量・リサイクル実行委員会及び本市が主催して、紙屋町シャレオ中央広場で開催する食品ロス削減イベント「スマイル！ひろしま広場」（令和8年10月25日に紙屋町シャレオ中央広場にて開催予定）と、相互に来場客を呼び込むための仕組みを企画し、実施すること。内容については、発注者と協議の上、決定すること。

ウ 会場の設置・当日運営等

① 食品ロス削減に向けた取組等の実施・運営

イベントの開催当日、当該会場内において、上記イ①、⑥で企画し、発注者と協議の上決定した食品ロス削減に向けた取組等を実施すること。

② ステージでのPR等

イベントの開催当日、ステージにおいて、上記イ②で企画し、発注者と協議の上、決定した食品ロス削減に関する呼びかけ及び取組内容のPR、「令和8年度広島市食品ロス削減推進表彰式」を実施すること。

③ 会場掲示物への食品ロス削減に向けた取組の掲載

会場案内板、受付サイン等へ、上記①で実施する食品ロス削減に向けた取組等について掲載すること。

④ アンケート調査

上記イ⑤で企画し、発注者と協議の上、決定したアンケート調査を行うこと。

⑤ 動画・写真撮影

記録・保存用として、開催状況を撮影すること。

⑥ 開催後の事務処理

- ・ アンケートの集計及び分析を行うこと。
- ・ 本業務の実施に当たり、出演者への出演料の支払いなど関係者への経費の支出が必要となった場合には、支払いを行うこと。

(2) 広報業務

市民が日常生活で多く触れる広報媒体を通じて、イベントにおける食品ロス削減に向けた取組等への参加を促すことを目的とした広報を実施すること。また、イベント開催前に、食品ロス削減の必要性について効果的な啓発を行い、意識の定着を図ること。

広報に当たっては、広報媒体や広報時期、制作内容について啓発効果が最大限発揮されるよう企画すること。

なお、内容については、発注者と協議の上、決定すること。

7 業務管理

- (1) 受注者は、業務を実施するに当たり、本業務の責任者として業務全体を十分に管理可能な者（統括責任者等）を配置すること。
- (2) 本契約締結後、速やかに実施計画書を作成し、発注者に提出・承諾を得ること。実施計画書には次の事項を記載するものとする。

また、受注者は、実施計画書の重要な内容を変更する場合は、その都度、発注者に変更の委託業務計画書を提出し、承諾を得ること。

ア 業務概要

- イ 業務体制
 - ウ 業務内容
 - エ 業務工程（スケジュール）
- (3) 実施計画書に従って、業務の進捗、課題管理等を行うとともに、発注者に適宜、報告すること。
- (4) 報告は Web 会議の利用も考慮すること。
- (5) 業務終了後、実施報告書を作成し、発注者に提出・検査を受けること。実施報告書には、次の事項を記載するものとする。
- ア 業務概要
 - イ 実施体制
 - ウ 業務内容
 - エ 実施工程（スケジュール）
 - オ 成果物の内容等
 - カ 広報の結果・分析
 - キ アンケート結果・分析
- (6) 業務の進捗の遅れや重要な課題が発生した場合は、速やかに発注者に報告し、対応方針について協議すること。

8 納品成果物

本業務における成果物は下表のとおりとする。その他、追加で提出が必要な資料等がある場合は、発注者と協議の上、対応可能な範囲で作成に協力すること。

受注者は下表に示す提出時期までに各成果物を電子データにて納品すること。なお、データ形式、納品方法については、発注者と協議の上、決定すること。

納品後に検収を受け、発注者の承諾を得ること。発注者の承諾が得られない場合、受注者は速やかに修正し、発注者の承諾を得ること。

表 成果物一覧

納品成果物	提出時期
実施計画書	契約締結後、速やかに
議事録	打合せや協議実施後、速やかに
業務実施報告書及び動画・写真	業務終了後、履行期限までに

9 その他

- (1) 本業務の実施に当たっては、発注者との連絡調整を十分に図ること。
- (2) 本業務による成果品（制作過程で作られた素材等も含む。）の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条を含む。）及び所有権その他の権利は、発注者に帰属するものとし、発注者の承諾を得ないで他に公表、貸与又は使用してはならない。また、発注者は、本業務の成果品を自ら使用するほか、本業務の趣旨に照らして適正と判断される場合は、第三者に本業務の成果品の使用を許諾できるものとする。
- (3) 受注者は、委託業務の全部又は一部を第三者に請け負わせ、若しくは委任してはならない。ただし、あらかじめ以下のとおり発注者の承諾を得た場合は、当該委託業務の一部を第三者に請け負わせ、又は委任することができる。
- ア 受注者は、業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、再委託先ごと

の業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に発注者に書面より報告し、承諾を得なければならない。

イ 発注者から再委託が承諾されたときは、受注者は再委託先に対して本業務に係る一切の義務を遵守させるものとする。

- (4) 受注者は、本業務（再委託した場合を含む。）を履行する上で、個人情報を扱う場合は、別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- (5) 本業務の実施に当たり、知り得た事項、業務内容及び成果等、関係する情報すべてについて秘密を厳守し、発注者の了解がなければ一切の他言・公言及び貸与をしてはならない。なお、本契約の終了後も同様とする。
- (6) 本業務の実施に当たっては、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守するとともに従事労働者に係る適正な雇用条件の確保に努めること。
- (7) その他、本契約の範囲内において、この仕様書に記載のない事項については、関係者において協議し、決定する。